栗東墓地公園
区画永代使用権募集要項　通年受付

（令和２年４月１日より通年受付開始）

１．目的

墓地を確保されていない市民の方々に広く墓地区画を提供するため、返還による空き区画の永代使用権の募集を通年通して行います。

２．概要

所　在　地	滋賀県栗東市小野１４３番地
総 区 画 数	約１，３５０区画
区 画 面 積	３，０６㎡～７，６㎡
永代使用料	３１８，０００円～７４０，０００円 ※区画により異なる
管　理　料	大区画（４㎡以上）　年間４，８００円 小区画（４㎡未満）　年間２，４００円

３．募集区画について

区画情報は、環境政策課（窓口・電話問い合わせ）または市ホームページで公開しています。募集区画情報は随時更新されます。

栗東墓地公園内の募集区画には、区画番号を記したプレートを掲示しています。現地を確認してから申請してください。

４．資格について

栗東市に住所を有し、かつ基準日（申込日）より遡り１年以上継続して栗東市に住所を有する人(世帯主に限る)。

同一世帯の人を含めて栗東墓地公園の他区画を使用していない人。

５．申請期間について

通年受付。市役所の開庁日の９時００分～１６時４５分まで

６．申請方法

栗東墓地公園使用許可申請書に必要事項を記入し、世帯全員分の住民票原本（本籍地・続柄記載のもの）、栗東墓地公園緊急連絡先届を添えて、本人または同居家族および親族が環境政策課へ直接お申込みください。

電話、ファックス、業者等の代理申込は受付できません。

７．変更および取り下げ

申込後の区画変更はお受けできません。

但し、申請日を起算日として１４日以内に限り、申請取り下げ可能。

８．永代使用者の決定

各区画先着順

９．永代使用料および管理料の納付について

永代使用が認められた場合、永代使用料および管理料の納付書を発行します。期日までに取扱金融機関より納付ください。

なお、初年度の管理料は月割とし、永代使用が認められた日の翌月分より賦課されます。

１０．墓地の使用開始について

永代使用料および管理料の納付を確認後、栗東墓地公園使用許可証を発行します。栗東墓地公園使用許可証を受取後より、使用可能です。

１１．注 意 事 項

（１）施設等の制限について

①墓碑の高さ、数、条件等には制限があり、施設等の工事を行う場合は、工事着手届および図面等を添えて承認を受けなければなりません。

②焼骨以外は埋蔵できません。（死体は埋葬できません）

③墓碑の建立については、境界から３０㎝以上離さなければなりません。

④その他の施設については、境界から２０㎝以上離さなければなりません。
⑤墓碑は墳地４㎡未満については１基のみ、４㎡以上については３基までです。
⑥墳地４㎡未満については、玉垣を設けることはできません。ただし、４㎡以上については高さ３０㎝までの玉垣を設けることができます。
⑦骨入れは、深さ３０㎝～５０㎝を基準とします。
⑧かずら石は、厚さ１０㎝とし石積みの天端に合わせるものとします。
⑨植樹は一切できません。
⑩五輪塔は、墳地４㎡以上について３基建立のうちの１基のみ認められます。
⑪墓碑の向きについては、Ａ区は西、Ｂ区は東南、Ｃ区は南の方向とします。
⑫工事をするときは、届出書の受理および承認後でなければ着手できません。
⑬工事完成後、検査を受けなければなりません。
⑭その他施設等の制限については栗東墓地公園条例等に規定する事項を遵守しなければなりません。

（２）市外に転出した場合の管理人の届け出
栗東市外へ転出しようとするときは、栗東市に住所を有する者を管理人と定めて届け出なければなりません。

（３）次のような場合には、届け出または申請が必要です。
①墓碑、墓石、形像類およびこれに付随する工作物を新設、改修、模様替え、移転するとき。（栗東墓地公園内工事着手届および完成後に工事完成届）工事着手時においては手数料（１，０００円）が必要です。
②焼骨を埋蔵するとき。（栗東墓地公園埋蔵等届）
③相続等により使用権を承継するとき。（使用権承継許可申請）
④住所を異動したとき又は氏名を変更したとき。（許可証書換申請）
⑤栗東墓地公園使用許可証を紛失、または汚損したとき。（許可証再交付申請）手数料（３００円）が必要です。

（４）次のような場合には使用許可を取り消すことがあります。
①許可を受けた目的以外に墳地を使用したとき。
②使用権を譲渡し、または使用場所を転貸したとき。
③他人に譲渡する目的をもって使用許可を得たと認められるとき。
④管理料を３ヶ年間納入しなかったとき。
⑤栗東墓地公園条例、規則および管理者の指示に違反したとき。

（５）次のような場合には無縁墓地として措置します。
①使用者が死亡し、相続人または親族もしくは縁故者等祖先の祭りを主宰する者がないとき。

②使用者が住所不明となってから５年を経過したとき。

（６）使用区画の返還について

使用権の消滅及び使用権を返還する場合、使用者はその場所を原状に復し、許可証を添えて返還して下さい。

なお、すでに納入した使用料は永代使用年数等の区分により還付されますが、全額の還付ではありません。

（７）管理料の納入について

①口座振替（推奨）

口座振替（自動払込）の事前通知はいたしません。毎年６月末日に口座から引き落とされますので、預金残高の確認をしてください。

口座振替領収書の発行はいたしませんので、預金通帳の印字記録で確認してください。

②納付書

毎年６月中旬頃に納付書を発送いたしますので、期限内(毎年６月末日)に納付してください。

（８）その他

①使用者は、定期的に使用区画の清掃・除草をしてください。また、通路等の共用場所の美化・清潔に努めてください。

②備え付けの共有物（おけ、ひしゃくなど）は大切に使用し、使用後は決められた場所に必ず返却してください。

③お参りの際のお供え物（特に食べ物）は必ずお持ち帰りください。カラス等の動物が墓地を荒らす原因となります。

④塔婆及び骨壺についても、必ずお持ち帰りください。

⑤その他のごみは、決められた場所に分別して置いてください。

⑥自動車や二輪車で来られた場合は、必ず決められた場所に駐車してください。

⑦墓地公園内での集会や宴会、商行為など他の使用者の迷惑となるようなことは絶対にしないでください。

お問合せ　栗東市生活環境部環境政策課　生活環境係
〒520-3088　滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
TEL.077-551-0341　FAX.077-551-0148
E-Mail　kankyoseisaku@city.ritto.jp
http://www.city.ritto.lg.jp/